

議案第 8 9 号

八潮市立学童保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例に
ついて

八潮市立学童保育所設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

市立学童保育所を設置したいため、この案を提出するものである。

八潮市立学童保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

八潮市立学童保育所設置及び管理条例（平成３年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

八潮市立はなもも学童保育所	八潮市大字圀６８番地１
---------------	-------------

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。